

(平成29年3月策定)

アルコール健康障害対策推進計画とは

【策定趣旨】 アルコール健康障害（「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者・妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」）に対し、本府の実情に応じ、発生から進行、再発の各段階に応じた予防施策を総合的に推進するため策定

【位置付け】 アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県計画

【対象期間】 平成29年度から令和2年度までの4年間（国計画：平成28年度～令和2年度）

基本的な考え方

(1) 基本理念

- ・各段階に応じた予防施策、当事者・家族が日常生活及び社会性格を円滑に営むための支援を実施
- ・医療、家族・子育て支援、健康増進等に関する施策との有機的な連携

(2) 基本的な方向性

- ア 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ウ 医療における質の向上と連携の促進
- エ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題

(1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

<達成目標>

目指す目標(成果指標)	現在値(平成23年度)		目標値(平成29年度)		現在値(平成28年度)		目標値(令和5年度)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	22.5%	20.5%	20.5%	19.0%	14.4%	9.0%	13.0%	6.4%
未成年飲酒者	—		なくす		「きょうと健やか21(第3次)」より			
妊娠中の飲酒者	—		なくす		※「きょうと健やか21」の改定により平成30年度に目標値を再設定			

「きょうと健やか21(第2次)」より

<重点課題>

- ア 特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代）に対する教育・啓発
- イ アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

(2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

<達成目標>

平成29年度中に次の取組を実施

施策項目	実施年度
ア 地域における相談拠点の明確化 「アルコール健康障害対策マップ(仮称)」の作成	令和元年度
イ アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の選定	平成30年度～

<重点課題>

- ア アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点について、広く周知を図る。
- イ アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の構築

取組の方向性、基本的施策

(1) 発生予防

アルコール健康障害に関する府民の正しい理解を深めるため、アルコール健康障害に関する啓発と依存症に対する偏見解消に向けた取組を推進

施策項目	取組状況（主なもの）
ア 教育の振興等	・啓発マンガを作成し、府内の高校、大学等に配布 ・アルコール健康障害相談機関マップの作成・配布
イ 若者等へ飲酒強要等の防止	・アルコール健康障害に関する啓発活動の中心的役割を担う学生を養成する研修会を実施
ウ 不適切な飲酒への対策	・アルコール健康障害に関するセミナー等を開催
エ アルコール依存症の正しい知識の普及	・アルコール健康障害に関するセミナー等を開催
オ 飲酒運転防止	・ハンドルキーパー運動の周知・広報
カ 様々な機関が連携した相談体制構築	・京都府精神保健福祉総合センター、京都市こころの増進センター、医療機関、自助グループ等が連携し、アルコール健康障害相談機関マップを作成

(2) 進行予防

医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入の取組を推進

施策項目	取組状況（主なもの）
ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置	・依存症専門医療機関の選定 ※薬物、ギャンブル等依存症含む 医療法人稲門会いわくら病院(京都市内)(H30.11.8) 京都府立洛南病院(宇治市内)(H31.4.8) 安東医院(京都市内)(R2.8.19)
イ アルコール医療の推進と連携強化	・アルコール健康障害関係ネットワーク会議を開催
ウ 健康診断及び保健指導	・アルコール健康障害相談機関マップを京都工場保健会等に配布
エ 人材養成	・久里浜医療センター主催の研修に府内の医療従事者を派遣
オ 相談窓口の連携体制推進	・アルコール健康障害相談機関マップを作成し、医療機関、市町村、児童相談所、民生児童委員協議会、薬剤師会等に配布
カ 調査研究の実施	・依存症専門医療機関に状況等照会

(3) 再発予防

医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行い、アルコール健康障害の再発防止・回復支援の取組を推進

施策項目	取組状況（主なもの）
ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置（再掲）	・依存症専門医療機関の選定 ※薬物、ギャンブル等依存症含む 医療法人稲門会いわくら病院(京都市内)(H30.11.8) 京都府立洛南病院(宇治市内)(H31.4.8) 安東医院(京都市内)(R2.8.19)
イ 地域における相談拠点の明確化	・依存症相談拠点機関の設置 京都府：京都府精神保健福祉総合センター 京都市：京都市こころの健康増進センター ・アルコール健康障害相談機関マップの作成・配布
ウ 家族支援体制の整備	・アルコール依存症家族支援プログラム等の実施
エ 飲酒運転をした者に対する対応	・アルコール健康障害相談機関マップを警察等関係機関に配布
オ 社会復帰支援	・自助グループ・支援団体と連携した啓発、相談等の実施
カ 民間団体の活動支援	・自助グループ・支援団体と連携した啓発、相談等の実施 ・全日本断酒連盟第56回全国(京都)大会を全日本断酒連盟、京都府、京都市の共催で開催

推進体制等

- (1) 関連施策との有機的な連携・・・京都府保健医療計画に基づく施策、交通安全府民運動等との連携
- (2) 見直しの考え方及び計画の推進体制・・・「京都府アルコール健康障害対策推進会議」を設置